

平成 28 年 10 月 31 日

各 位

株式会社 鳥取銀行

一時払終身保険の新商品取扱開始について

株式会社 鳥取銀行（頭取 平井 耕司）は、平成 28 年 11 月 1 日（火）より、一時払終身保険「生涯プレミアムワールド3」および「やさしさ、つなぐ」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

このたび取扱いを開始する「生涯プレミアムワールド3」は、「生涯つかうお金」と「将来のこすお金」を海外の金利と為替を活用して準備できる終身保険です。「やさしさ、つなぐ」は、外貨や円で運用を行いながら、ご自身への年金やご家族への生前贈与として活用できる生存給付金を受け取ることができます。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインナップの充実に努めてまいります。

記

1. 外貨建一時払終身保険 「生涯プレミアム ワールド3」の商品概要

商品名	生涯プレミアム ワールド3
商品分類	無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択型Ⅲ）
引受保険会社	T & D フィナンシャル生命保険株式会社
商品の主な特色	1. 豪ドルまたは米ドルに連動した海外金利を活用した円建商品 2. 積立コースでは、いつでも引き出し可能な積立金額として資産を運用 3. 定期支払特約を付加することにより、契約の1年後から毎年受け取る定期支払コースに変更可能
契約年齢	50 歳～85 歳
一時払保険料	300 万円以上 5 億円以下（1000 円単位）
諸費用	・ ご契約の締結に必要な費用 50～75 歳：一時払保険料に対して 4.50% 76～80 歳：一時払保険料に対して 3.00% 81～85 歳：一時払保険料に対して 1.75% ・ 年金支払型特約に移行した場合は、年金の支払管理等に必要な費用として年金額に対して毎年 1.0%
為替リスクについて	この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約返戻金額に反映させる仕組みの生命保険です。対象となる指標金利および為替レートの変動により、死亡保険金額や解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります。

2. 通貨選択型一時払終身保険「やさしさ、つなぐ」の商品概要

商品名	やさしさ、つなぐ	
商品分類	通貨選択型特別終身保険	
引受保険会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	
商品の主な特色	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豪ドル、米ドル、円の3種類の通貨から運用通貨を選択可能 2. 生存給付金は、ご自身の年金もしくはご家族への生前贈与として受け取れる 3. 生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建で一時払保険料を上回る 	
契約年齢	0歳～90歳（契約通貨が円の場合は0歳～85歳）	
一時払保険料	5万ドル(500万円)～5億円相当額	
生存給付金受取回数	5回・10回・20回（円の場合は10回・20回・30回）	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族	
生存給付金受取人	契約者本人または契約者の3親等以内の親族（ただし契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者）	
諸費用 （本商品に係る費用の合計額は右記の合計額となります）	積立利率適用期間	第1及び第2保険期間に適用する積立利率は、保険関係費を差引いた利率を適用するため、直接負担いただく費用はありません。なお、第2保険期間中は積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、毎年の年単位の契約応当日における被保険者の年齢・性別に応じた死亡率等に基づくため記載できません。
	第3保険期間	第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金の支払いなどに必要な費用を控除する前提で算出します。この費用は、本期間開始日における被保険者の年齢・性別に応じた予定利率等に基づくため記載できません。
	金銭の授受が外貨の場合	送金や口座引出時の手数料（取扱金融機関により異なる）が別途必要となる場合があります。円貨で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は仲値(TTM)に対して+50銭、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レートは(契約通貨のTTM+25銭)÷(払込通貨のTTM-25銭)、保険金等を円貨で受取る場合の円支払特約レート(TTB)はTTMに対して-50銭となります。
	年金支払期間	遺族年金支払特約による年金支払期間中、年金管理費(年金額に対し上限1%)を毎年の年金支払日に責任準備期間から控除します。
	解約の場合	契約日からの経過年数に応じた解約控除率(契約通貨：外貨：8%～0.8%/円貨：5%～0.5%)を契約日の一時払保険料に乘じ、その金額を市場調整価格から控除します。
為替リスクについて	この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約返戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合に、為替レートの変動により影響を受け、保険金等が一時払保険料を下回る場合があります。	

ご留意いただきたい事項

- 保険商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 保険商品は保険会社を引受会社とする商品で、当行は保険契約締結の媒介をおこないます。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまとの他のお取引に影響を与えることはありません。
- お客様へ保険商品のご提案を行うにあたり、事前にお客様から書面により同意をいただいた上で、当行とお客さまのお取引に関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について必要な範囲において利用する場合があります。また、当行取扱の保険商品をご契約いただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知り得た情報を必要な範囲において銀行業務に利用する場合があります。
- ご契約の際には「契約概要・注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」にて内容を説明させていただきます。商品の仕組み、商品内容について十分ご理解のうえ、ご自身でご判断下さい。
- 法令等の定めにより、法人のお客さまを契約者とする一時払終身保険の募集に際し、お客さまが当行のご融資先である場合、または当行にご融資をお申し込み中の場合につきましては、保険募集ができないこととされております。
- ご契約に際しては、必ず生命保険募集人資格を持つ募集人にご相談ください。

【その他ご注意事項】

- 当資料は、ニュースリリースとして鳥取銀行が作成した資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載されている各事項は、作成時点でのものであり、予告なしに変更する場合があります。

以 上

《本件に関するお問合せ先》
個人金融部（谷口）・経営統括部（安田）
TEL0857-37-0228・0260